

後期高齢者医療からのお知らせ ～後期高齢者医療保険料軽減制度の改正について～

令和元年度以降、後期高齢者医療保険料の軽減措置が次のとおり改正されます。

■均等割額軽減措置について

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が基準額以下の場合、均等割額は軽減されます。

均等割が7割軽減の対象の方は、これまで上乘せして軽減(8.5割・9割)されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しされます。

<令和元年度以降の均等割額軽減措置の基準など>

| 本則 | 均等割の軽減割合 | | | 対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額) |
|----|----------|-------|-------|---|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
| 7割 | 8.5割 | 7.75割 | 7割 | 《平成30年度における8.5割軽減の区分》 【33万円】以下の場合 |
| | 8割 | 7割 | | 《平成30年度における9割軽減の区分》 【33万円】以下で、世帯内の全被保険者がそれぞれの公的年金収入が80万円以下(その他の各種所得がない)の場合 |
| 5割 | 5割 | | | 【33万円+28万円×被保険者数】以下の場合 |
| 2割 | 2割 | | | 【33万円+51万円×被保険者数】以下の場合 |

※平成30年度における9割軽減の区分に該当する方は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化の支援策の対象となります。8.5割軽減の対象の方は、年金生活者支援給付金の支給の対象外となることを踏まえ、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置くこととなります。

■被用者保険などの被扶養者であった方の均等割額の軽減措置の改正について

後期高齢者医療制度加入の前日に被用者保険など(健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など)の被扶養者であった方は「所得割額」が賦課されず「均等割額」が資格取得後2年間、5割軽減されます。

※均等割額の軽減は平成30年度までの特例的な措置ですのでご注意ください。

■年金生活者支援給付金の支給について

年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている方に対し、年金に上乘せして給付金が支給されます。

《後期高齢者医療制度について》

☎町民生活課 ☎72-6933

《年金生活者支援給付金について》

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

令和元年度自衛官募集

防衛省自衛隊では、下記のとおり自衛官などを募集します。

| 募集種目 | 資格 | 受付期間 (締切日必着) | 試験期日 |
|---------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 航空学生 | 海：高卒(見込み含む)23歳未満の方 | 7月1日(月)から 9月6日(金)まで | 1次 9月16日(月) |
| | 空：高卒(見込み含む)21歳未満の方 | | 1次 9月21日(土) |
| 一般曹候補生 | 18歳以上33歳未満の方 | 年間を通じて 行っています | 学科試験 9月21日(土) |
| 自衛官候補生 | | | 口述試験・身体検査 については別日 |
| 防衛大学校学生 | 高卒(見込み含む)21歳未満の方 | 9月5日(木)から 9月30日(月)まで | 【1次】 11月9日(土)・10日(日) |

※試験期日などは、いずれも予定です。

詳細については、お気軽にお問い合わせください。

☎自衛隊福島地方協力本部 郡山地域事務所

☎024-932-1424

